

市最長
 本組合は、東京市、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、徳島、香川、高松、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長門、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各都府県に支部を設け、その管内の福利厚生事業を推進し、社会福祉の発展に努むることを目的とする。本組合は、各都府県の福利厚生事業を推進し、社会福祉の発展に努むることを目的とする。本組合は、各都府県の福利厚生事業を推進し、社会福祉の発展に努むることを目的とする。

財団法人協同会大阪支所

財団法人協同会大阪支所

出版 伝

其他會員ノ福利ヲ増進スル必要ナル事業（但シ事業細則ハ別ニ之ヲ定ム）

第三章 機關及役員

第五條 本組合ニ左ノ機關ヲ置ク

一 大會 二 執行委員會 三 委員會

一 項 大會ハ組合委員及支那選出代議員ヲ以テ組織シ毎年二回開
 催ス

但シ組合委員ノ必要ヲ認メタル時ハ臨時大會ヲ開催スル事
 ヲ得、大會ハ定數代議員三分ノ二以上ノ出席ナキ時ハ成立
 スル事ヲ得ス

二 項 大會ハ執行委員長之ヲ召集シ本組合ノ重要事項ヲ協議決定
 ス

三 項 大會議長ハ執行委員長之ニ任ジ議事ハ出席代議員過半數ヲ